

・ 飲食店の皆様へ ・

改正健康増進法の全面施行に伴い

2020年4月から原則

屋内禁煙です



法改正のポイント

望まない
受動喫煙の防止

特に健康影響を
受ける
子ども等を守る

既存の経営規模が小さな飲食店等、施設のタイプによって、各種喫煙室の設置は認められていますが、

1

20歳未満の方は
喫煙エリアへの
立ち入り禁止

2

設置する喫煙室は
技術的基準を満た
すことが必要

3

「喫煙可能」等の
標識の掲示が
必要

喫煙可能な場所（室）には

★従業員であっても 20歳未満は
立ち入り禁止

- ・ 清掃等就業上の立ち入りも制限
- ・ アルバイトも外部業者も同様

★子ども連れのお客様は入店不可

※20歳未満の方を喫煙エリアに立ち入らせた場合、
設置の管理者は義務違反の対象となります。



屋外に喫煙エリアを設置する場合でも、店舗出入口や隣接する歩道、
近隣施設へ煙が流入しないよう、距離をとる等の配慮が必要です。

喫煙可能な場所を設置する場合は、裏面の対策が必要になります。 ➡

対策① 店舗内に「喫煙専用室」を設ける

《必要な対策》

1. 技術的基準を満たした「喫煙専用室」の設置



- ①専用室へ入り込む空気の流れが、0.2m/秒以上
- ②たばこの煙が専用室外に流出しないような壁や天井での区画
- ③たばこの煙が専用室から屋外に排気されている

2. 標識の掲示



加熱式たばこに
限定した場合のみ、
喫煙専用室内での
飲食が可能

3. 未成年者の「喫煙専用室」への立ち入り禁止

対策② 「既存特定飲食提供施設」として、 店舗を「喫煙可能店」とする

《必要な対策》

1. 保健所へ届出
2. 該当要件を証明する書類の準備と保存
(客席の広さが分かる図面、資本金が記載された書類等)
3. 標識の掲示



店舗出入口に
お客さんに見える
ように掲示

「既存特定飲食提供施設」とは

- 2020年4月1日時点で既に営業
- 資本金又は出資5000万円以下
- 客席面積が100㎡以下

上記3つを全て満たす店舗

4. 未成年者の店舗内への立ち入り禁止

「全面禁煙」にすると、①や②の対策は不要で、
20歳未満の子どもを含む、全てのお客様に
気持ちよくお店を利用していただけます！

これを機に、店舗を禁煙にしてみませんか？

保健所にご相談ください。



お問い合わせ先：弘前保健所 健康増進課
〒036-8356 弘前市大字下白銀町 14-2
TEL：0172-33-8521 FAX：0172-33-8524

厚労省特設サイト

標識 DL

